

宮崎県森林整備事業（造林）実施要領

平成14年4月 1日
環境森林部森林経営課

第1 趣旨

森林に対する県民の要請は、林産物の供給のほか、県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、保健文化などの公益的機能の高度発揮に加え、最近では、地球温暖化問題への関心から二酸化炭素の吸収源や貯蔵庫としての期待が高まるなど、多様化・高度化している。

特に、本県においては、森林の機能が併存する機会が多いことから、それぞれの機能を調整しつつ、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、効率的な施業による森林整備を推進するとともに、森林整備を支える山村地域の活性化を図る必要がある。

このため、県は、森林施業の集約化や路網整備を通じた施業の低コスト化、生物多様性の保全等に資する森林整備を計画的に推進する事業（以下「森林整備事業（造林）」という。）を実施し、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

第2 事業の内容

森林整備事業（造林）の事業内容は、次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に定める森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道（継続的に使用される作業道であって、国の指針に基づいて都道府県が定める指針に適合するものをいう。）の開設等の次の事業とする。

(1) 公的森林整備推進事業

森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を行う。

(2) 流域育成林整備事業

流域における育成林の整備の推進を図るための森林施業を行う。

2 特定機能回復事業

自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地、気象害等の被害を受けた森林、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林及び多様な森林を造成するために林相転換を必要と

する人工林について、地方公共団体と森林所有者等による協定等（市町村にあっては当該市町村と森林所有者、市町村以外の事業主体にあっては当該事業主体と地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨が定められたものをいう。なお、重要インフラ施設周辺の森林において事業を実施する場合は、協定締結主体に当該重要インフラの施設管理者を加えるものとする。）に基づき実施する、森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備、林相転換のために実施する一貫作業等（花粉発生源対策として行うものに限る。）及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等

第3 指導推進

市町村長及び事業主体は、事業の適切かつ円滑な推進のための体制を整備するとともに、林業関係団体、関係行政機関等との密接な連携の下に事業を推進するものとする。

第4 森林整備事業（造林）の事業区分

森林整備事業（造林）の事業区分は、次のとおりとする。

- 1 森林環境保全直接支援事業
- 2 特定機能回復事業
 - (1) 森林緊急造成
 - (2) 被害森林整備
 - (3) 重要インフラ施設周辺森林整備
 - (4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）
 - (5) 保全松林緊急保護整備

第5 森林整備事業（造林）の事業内容等

- 1 第4の1及び2の事業内容、事業規模及び事業主体は別表1に定めるとおりとする。
- 2 前項に定める事業内容及び対象となる範囲は別表2に定めるとおりとする。

第6 維持管理

- 1 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。
- 2 事業主体は、他の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。この場合、県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、森林整備事業（造林）により整備した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。

第7 指導、事務手続等

- 1 補助金の交付申請等
 - (1) 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行うものとする。
 - (2) 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができ

る。委任を受けた者は、知事に対して(1)に記載の書類に委任状の写し（別記様式第1号・提出は農林振興局長等までとする。）を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

- (3) 補助金の交付を受けようとする森林所有者等は、森林法第10条の8、第15条及び第34条の規定に基づき、伐採についての手続きを経なければならない。また、事業主体は、森林法等を遵守し事業の実行にあたらなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた森林所有者等は、森林整備事業（造林）の施行地が、苗木の植栽に係るものにあつては保険期間10年以上で掛率10割、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐に係るものにあつて森林保険に加入していない森林所有者等にあつては、保険期間5年以上で掛率2割以上の森林保険に加入するとともに、その保育管理に努めなければならない。

2 竣工検査

知事は、森林整備事業（造林）竣工検査内規（令和2年5月20日定め。）に基づき、交付申請のあったものについて、竣工検査（以下「検査」という。）を行うものとする。

- (1) 検査は、1施行地ごとに申請書等に基づいて行うことを原則とするが、申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地全体の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。
- (2) 検査の結果、当該検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- (3) (2)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であつて、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- (4) 農林振興局長等は、申請施行地について検査を行った場合は、次の書類を整備して知事に報告する。ただし、森林作業道整備については森林整備事業森林作業道実施基準によるものとする。

ア 検査調書（別記様式第2号）

イ 森林整備事業竣工検査野帳（別記様式第3号）

（保育にあつては、森林整備事業竣工検査野帳（別記様式第4号））

- (5) 審査に用いた検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- (6) 知事は検査調書に基づいて、次の書類を整備して農林振興局長等に通知する。ただし、森林作業道整備については森林整備事業森林作業道実施基準によるものとする。

ア 実行調査報告書

イ 森林整備事業（造林）補助金交付明細書

3 補助金の査定

検査においては、各号の内容に照らして補助金の査定を行う。

- (1) 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。ただし、第4の2の(5)「保全松林緊急保護整備」については、査定係数は適用しないものとする。
- (2) 各事業の査定係数は、別表3のとおりとする。
- (3) 標準経費の算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求めるほか、以下のとおりとする。
 - ア 標準単価の算定に当たっては、林野庁が別途定める作業工程を用いること。また、林野庁が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
 - イ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。

4 補助金の交付決定等

- (1) 宮崎県森林組合連合会の長は、事業主体からの再委任により補助金の一括受領を行うことができるものとし、この場合は、委任状（別記様式第5号）を提出するものとする。
- (2) 補助金の請求は、別記様式第6号により行うものとする。
- (3) 補助金の代理受領者は、事業主体の事前差引承認を受けている場合に限り、その造林に要した苗木代、森林保険料、森林整備事業（造林）補助金事務取扱手数料を差引くことができる。この場合においては、森林整備事業（造林）補助金精算書を事業主体に交付するものとする。
- (4) 補助金の代理受領者は、補助金の受領後20日以内に事業主体に対する交付を終了し、交付終了後10日以内に交付終了報告書を環境森林部長へ提出しなければならない。
- (5) 補助金の代理受領者は、補助金の支払いを明らかにした書類を整備保管しなければならない。
- (6) 公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（第4の2の事業（5）を除く。）の事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に転用等する場合には、要綱第7条の(1)、(2)及び(3)の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができるものとする。
- (7) 要綱第7条に規定する知事が付す補助金の交付条件を確保するため、補助金の交付に際し、市町村長又は補助金の代理受領者は、造林者に対して、補助金交付の条件を明示するとともに十分趣旨の徹底を図ることとする。
- (8) 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。

5 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、次の要綱等を適用して実施するものとする。
 - ア 森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年 3月29日13林整整第 882号）
 - イ 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年 3月29日13林整整第 885号）
 - ウ 林業関係事業補助金等交付要綱（平成14年 3月29日13林政政第 693号）
- (2) 森林組合等の地区が二以上の市町村にまたがる場合は、市町村別に取り扱うものとする。
- (3) この要領の規定により知事に書類等を提出する者は、農林振興局長等を経由しなければならない。
- (4) 第4の1及び2【森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業】の対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあつては、林野庁長官の承認を得るものとする。
- (5) 事業の実施にあたっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (6) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。
- (7) 知事は、別に定めるところにより、事業の成績評定を行うよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行し、平成15年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成15年 9月 1日から施行し、平成15年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行し、平成16年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行し、平成17年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行し、平成18年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 2日から施行し、平成19年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成20年 8月 1日から施行し、平成20年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行し、平成22年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

1 この要領は、平成23年 4月 1日から施行し、平成23年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

2 平成23年度の第1回及び第2回申請分にかかる第7の4の(4)に定める現地検査の報告のために整備する書類については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年 4月 2日から施行し、平成24年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成24年11月 1日から施行し、平成24年度の宮崎県森林整備事業（造林）の第3回申請から適用する。

附 則

この要領は、平成25年 3月11日から施行し、平成24年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、平成26年 7月 1日から施行し、平成26年度の宮崎県森林整備事業（造林）の第2回申請から適用する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行し、平成28年度の宮崎県森林整備事業（造林）の第3回申請から適用する。

附 則

この要領は、平成29年11月 1日から施行し、平成29年度の宮崎県森林整備事業（造林）の第3回申請から適用する。

附 則

この要領は、平成30年 6月 1日から施行し、平成30年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 5月 7日から施行し、平成31年度の宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月2日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

第4の1の(3)に規定する事業規模等及び第4の1の(4)のウの(ア)に規定する査定係数については、令和4年4月1日以降に施業を行う箇所で、かつ、令和4年度当初予算からの適用とする。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。

第4の1の(1)のカの(イ)及び第4の1の(1)のシに規定する事業の要件、第4の1の(4)のウの(イ)に規定する査定係数、第4の2に規定する森林作業道整備については、令和5年4月1日以降に施業を行う箇所で、かつ、令和5年度当初予算からの適用とする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年12月12日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。
- 2 第2の2に規定する特定機能回復事業については、令和5年12月12日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県森林整備事業（造林）から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 5 関係)

| 事業区分 | 事業内容 | 事業規模 | 事業主体 |
|----------------|---|---|--|
| 1 森林環境保全直接支援事業 | ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 シ 森林作業道整備 | a 事業内容のア～コについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b ケ、コについては、前項に加えて、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、実施権配分計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1 ha 当たり 10m ³ 以上であること。 | ① 市町村 ② 森林所有者 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの、以下「森林整備法人等」という。） ⑤ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人」という。） ⑥ 森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） ⑦ 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。） ⑧ 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 ⑨ 森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。） |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 2 特定機能回復事業 | | | |
| (1) 森林緊急造成 自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。 | ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 ク 森林作業道整備 | a 事業内容のア～カについては、1施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b 市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上。 | ① 市町村 ② 森林組合等 ③ 森林整備法人等 ④ 特定非営利活動法人等 ⑤ 民間事業者 |
| (2) 被害森林整備 気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する | ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 | 事業内容のア～ケについては、1施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 | ① 市町村 ② 森林所有者 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 森林経営計画策定者 ⑦ 民間事業者 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>人工造林等とする。</p> | <p>設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備 シ 森林保全再生整備 (フ) 鳥獣害防止施設の整備等 (イ) 鳥獣の誘引捕獲</p> | | |
| <p>(3) 重要インフラ施設周辺森林整備 鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設(以下「重要インフラ施設」という。)</p> <p>周辺森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。</p> | <p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (フ) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備</p> | <p>事業内容のア～ケについては、1施行地の面積が 0.1ha 以上であること。</p> | <p>① 市町村 ② 森林組合等 ③ 森林整備法人等 ④ 特定非営利活動法人等 ⑤ 民間事業者</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。</p> | <p>ア 一貫作業 イ 下刈り ウ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 エ 森林作業道整備</p> | <p>a 事業内容のア、イについては、1施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b 1 伐区当たりの面積の上限はおおむね 2.5ha とし、伐区については連たんしないものとする。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき知事が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 (b) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 (c) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。</p> | <p>① 市町村 ② 森林組合等 ③ 森林整備法人等 ④ 特定非営利活動法人等 ⑤ 民間事業者</p> |
| <p>(5) 保全松林緊急保護整備 森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林におい</p> | <p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 保育間伐 ク 衛生伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備</p> | <p>事業内容のア～ケについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。</p> | <p>①市町村 ②森林所有者 ③森林組合等 ④森林整備法人等 ⑤森林所有者の団体 ⑥森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。） ⑦民間事業者</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>て、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。</p> | <p>(ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備</p> | | |
|--|--|--|--|

(注1) 事業主体のうち、森林緊急造成を実施する市町村に当たっては、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。

(注2) 事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。

(注3) 事業主体のうち、森林緊急造成、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。

(注4) 事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。

(注5) 事業主体のうち、重要インフラ施設周辺森林整備を実施する、市町村に当たっては、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。

(注6) 事業主体のうち、重要インフラ周辺森林整備を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

(注7) 事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

別表2（第5関係）

| 事業内容 | 対象となる範囲 |
|---------|---|
| ア 人工造林 | 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。 |
| イ 樹下植栽等 | 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。 (ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 (イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。 |
| ウ 下刈り | 植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去。 |
| エ 雪起こし | 植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）。 |
| オ 倒木起こし | 植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。 |
| カ 枝打ち | 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する枝葉の除去。 (ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 (イ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 (ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 |
| キ 除伐 | 下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。 |
| ク 保育間伐 | 12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。 ただし、第4の2の(2)及び(3)においては搬出集積（被害木を含む。）を含むことができる。 |

| | |
|---------------|--|
| ケ 間伐 | <p>12 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に 2 を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。</p> <p>なお、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100m³ を上限とする。</p> |
| コ 更新伐 | <p>18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らし。</p> <p>なお、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100m³（森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項の各号に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあつては 200m³）を上限とする。</p> |
| サ 一貫作業 | <p>標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。</p> <p>なお、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100m³ を上限とする。</p> |
| シ 衛生伐 | <p>松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。</p> |
| ス 付帯施設等整備のうち | <p>アからシの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。</p> |
| (1)鳥獣害防止施設等整備 | <p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する鳥獣施設等の整備。 (ア) 施設等整備</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。</p> <p>(イ) 施設改良</p> <p>既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。</p> |
| (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 | <p>森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。</p> |
| (3) 林床保全整備 | <p>造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。</p> |
| (4) 荒廃竹林整備 | <p>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄のアからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。</p> |
| セ 森林作業道整備 | <p>宮崎県森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。</p> <p>(ア) アからシの事業内容のうち別表1の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの</p> |
| ソ 森林保全再生整備 | <p>野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当する施設の整備等。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の2に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあつては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第4条第2項に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。</p> <p>(ア) 鳥獣害防止施設の整備等</p> |

次の a 又は b のいずれかに該当するもの。

a 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。）

b 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）

(イ) 鳥獣の誘引捕獲

誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）。

別表3 (第7の3関係)

| 事業内容 | 対象となる範囲 |
|-----------------------|--|
| 森林環境保全直接支援事業 | <p>(1) 次の(ア)に該当するもの：180</p> <p>(ア) 効率的施業区域又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う1 ha 当たり 2,000 本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り</p> <p>(2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの：170</p> <p>(ア) 森林経営計画等に基づき行う事業（(1)に規定する査定係数180で行うものを除く。また、(1)の(ア)の施行地における4回以降の下刈りも含む。）</p> <p>(イ) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの</p> <p>(ウ) 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものを除く。）</p> <p>(3) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの：90</p> <p>(ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10の8、第10の9に基づく伐採及び伐採後の届出書（以下「伐採造林届書」という。）に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。）</p> <p>(イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(1)及び(2)の(ア)に該当しないもの</p> |
| 特定機能回復事業 | |
| 森林緊急造成 | <p>(1) 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180</p> <p>(2) (1)以外で行うもの：90</p> |
| 被害森林整備 | 170 |
| 重要インフラ施設 周辺森林整備 | 180 |
| 林相転換特別対策 (特定スギ人工林) | 180 |

委 任 状 及 び 精 算 依 頼 書

私どもは、〇〇〇〇（代理申請者の長）を代理人と定め、次の 1 の事項を委任します。
なお、併せて、補助金受領の際、次の 2 の代金を精算されるよう依頼します。

1 記載番号の造林に対する 年度森林整備事業（造林）補助金の交付申請手続き並びに請求及び受領に関すること。

2 精算代金

- (1) 森林整備事業（造林）補助金事務取扱手数料
- (2) 申請に係る造林地に使用した苗木代
- (3) 申請に係る造林地に対する森林保険料
- (4) この事業施行に使用した肥料代又は縄等代

年 月 日

| 申請番号 | 住所 | 氏名 | 印 |
|------|----|----|---|
| | | | |

検 査 調 書

| かい長 | 次 長 | 課 長 | 担当リーダー | 課 員 |
|---|---|-----|--------|-----|
| | | | | |
| 事業名 | 年度 | | | |
| 市町村名 | | | | |
| 申請者 住所氏名 | | | | |
| 事業量 | (1) 検査面積等 ha (m) (2) 検査件数 件 (3) 事業別面積 ア 育成単層林整備 人工造林 (ha) 改良 (ha) 被害跡地 (ha) 特殊地拵 (ha) イ 育成複層林整備等 更新伐 (ha) 樹下植栽 (ha) ウ 長期育成循環整備 更新伐 (ha) 樹下植栽 (ha) エ 保育 下刈 (ha) 枝打ち (ha) 除伐 (ha) 防護柵 (m) 忌避剤 (ha) 保育間伐 (ha) 間伐 (ha) | | | |
| 検査年月日 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | |
| 適 否 | | | | |
| 成 績 | | | | |
| 検査意見 | | | | |
| 上記のとおり検査しました。 年 月 日 検査員職氏名 印 かい長 殿 | | | | |

委 任 状

私は、補助金受領の際、申請に係る森林保険料の代金について当該補助金との相殺により精算するため、宮崎県森林組合連合会長〇〇〇〇（使用印鑑）を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

当組合申請に係る 年度 補助金 円の支払を宮崎県知事に請求
及び受領すること。

年 月 日

市 町 番地
郡 村

森林組合代表理事組合長

職印

宮崎県知事 殿

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

補助金交付請求書

年 月 日付け ー で交付確定のあった 年度
補助金について、下記のとおり精算（概算）払により交付してください。

一金 円

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 交付確定額 _____ 円
- 3 今回請求額 _____ 円

| 口座振替申出 | |
|--------|--|
| 金融機関 | |
| 預金種類 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | |